

議案第 84 号

箱根町宮ノ下浄化槽条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町宮ノ下浄化槽条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

宮ノ下浄化槽使用料の納入について、口座振替を導入することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町宮ノ下浄化槽条例の一部を改正する条例

箱根町宮ノ下浄化槽条例（平成 9 年箱根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「納入通知書により」を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。